平塚市日中一時支援事業実施要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第3項の規定による自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として実施する障害児者の日中における活動を確保し、障害児者の家族の就労及び障害児者を日中に介護している家族の一時的な休息を図るための事業(以下「日中一時支援事業」という。)を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。(用語の定義)
- 第2条 この要綱における用語の定義は、法及び法の関係法令の例による。 (実施主体)
- 第3条 日中一時支援事業の実施主体は、平塚市とし、その責任の下に便宜を提供するものとする。

(指定事業者の指定)

- 第4条 日中一時支援事業の運営主体は、適切な事業実施が可能である者として、あらかじめ市 長が指定した者(以下「指定事業者」という。)とする。
- 2 指定事業者の指定を受けようとする者は、平塚市日中一時支援事業者登録申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請者の実施能力を審査して平塚市日 中一時支援事業登録書(第2号様式)により指定事業者を指定するものとする。
- 4 指定事業者は、所在地等の変更又は事業の廃止若しくは休止をしようとするときは、あらかじめ、平塚市日中一時支援事業変更(廃止・休止)等届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。
- 5 日中一時支援事業における指定事業者の有効期間は、市長が定める期間とする。 (利用の対象者)
- 第5条 日中一時支援事業の利用の対象者は、市内に居住する障害児者で、当該障害児者の日中における活動を確保し、障害児者の家族の就労及び障害児者を日中に介護している家族の一時的な休息を図ることが必要と認められる者とする。

(利用の手続き)

- 第6条 前条に掲げる者で日中一時支援事業を利用しようとする者は、平塚市地域生活支援事業支給申請書(平塚市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年3月31日規則第29号、以下「細則」という。)第2条における第1号様式を準用)及びその他必要な書類を市長に提出するものとする。また、市長は、難病患者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条で主務大臣が定める疾病に該当する障害児(者))の申請に際しては医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等、対象疾病を確認できる書類の提出を求めることができるものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに審査を行い、地域生活支援事業 支給決定通知書(平塚市移動支援事業実施要綱(以下、移動支援要綱)第7条第2項における第 4号様式を準用)(以下「決定通知書」という。)を交付するものとする。この場合において、支 給決定することを決定したときは、地域生活支援事業受給者証(移動支援要綱第7条第2項に おける第5号様式を準用)を併せて交付するものとする。
- 3 第2項の規定による決定(以下「支給決定」という)を受けた者を、支給決定障害者等という。
- 4 支給決定障害者等が、支給決定内容の変更を行うときは、第1項から第2項までと同様の手

続きを経ることとする。

5 第1項に規定する申請は、本人の同意があれば運営主体を経由して申請を受理することができる。

(決定の有効期間)

第7条 支給決定の有効期間は、支給決定を受けた日から起算して、1ヶ月から1年までの間で 市長が決定する。

(費用の支弁)

- 第8条 市長は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、指定事業者から日中一時支援のサービスを受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、当該指定事業者に支払うべき日中一時支援に要した費用について助成するものとする。
- 2 日中一時支援に要した費用の支給基準額は、次の各号に定める金額とする。

(1) 基本額

区 分	金額
支援を受けた時間が1時間以上2時間以内の場合	1,500円
支援を受けた時間が2時間を超えて6時間以内の場合	4,000円
支援を受けた時間が6時間を超えた場合	5, 200 円
日中活動系サービスを利用した後の利用で、支援を受けた	3,000 円
時間が1時間以上の場合	3,000円

(2) 加算額

区 分	金額
支給決定障害者等が別表1に該当する者である場合	1日につき 5,000円
指定事業者が別表 2 に該当する支給決定障害者等を支援 する目的で実際に通常の支援体制よりも支援員を増員し て、マンツーマンでの支援を行った場合	1日につき 5,000円
指定事業者が車両を用い支給決定障害者等を、当該支給決 定障害者の自宅等と指定に係る事業所について送迎を行 った場合	1回につき 500円

3 前項第1号に係る費用の助成額は、1回あたり次に定める金額とする。

区分	金額
生活保護の規定による被保護者、中国残留邦人等の円	
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関す	支給基準額の100分の100
る法律の規定による支援給付を受ける者及び、支給決	に相当する金額
定障害者等及びその配偶者が市民税非課税の者	
支給決定障害者等及びその配偶者の市民税所得割の	
額を合算した額が16万円未満(支給決定障害者等が	支給基準額の100分の95に
18歳未満である場合は、その属する世帯の市民税所	相当する額
所得割の額を合算した額が28万円未満)の者	
し対しなの本	支給基準額の100分の90に
上記以外の者	相当する額

- 4 第2項第2号に係る費用の助成額は、支給基準額の100分の100に相当する金額とする。
- 5 支給決定障害者等が日中一時支援の提供を受けたときは、市長は、当該支給決定障害者等が 指定事業者に支払うべき日中一時支援に要した費用について、日中一時支援に要した費用とし て当該支給決定障害者等に助成すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当

該指定事業者に支払うことができる。

- 6 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し日中一時支援に要した費用 の助成があったものとみなす。
- 7 市長は、指定事業者から日中一時支援に要した費用の請求があったときは、審査の上、支払 うものとする。

(不当利得の徴収)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により日中一時支援に要した費用の助成を受けた支給 決定障害者又は指定事業者があるときは、その者から、助成を受けた額に相当する金額の全部又 は一部を徴収することができる。

(報告)

- 第10条 指定事業者は、日中一時支援を行うごとに平塚市日中一時支援事業サービス提供報告書(第4号様式)に記入を行い支給決定障害者等の確認を受けるものとする。
- 2 平塚市日中一時支援事業サービス提供報告書は、提供を行った翌月の10日までに指定に係る事業所ごとに取りまとめた上、市長に提出するものとする。

(指定事業者の責務)

第11条 日中一時支援事業の履行に際して事故が生じた場合は、指定事業者がその責任を負う ものとする。ただし、市の責任で生じた場合は、この限りでない。

(書類の整理)

第12条 指定事業者は、請求書類その他資料を5年間保管するものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 運営主体は、「個人情報の保護に関する法律及び平塚市個人情報の保護に関する法律施 行条例」の趣旨にのっとり必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定事業者の従事者は、職務上知り得た利用決定障害者等の個人情報はこれを漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(指導及び監督)

第14条 市長は、必要に応じて指定事業者の事業内容を調査し、適切な指導、監督を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、平成20年 1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、第8条第3項の規定は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日から効力を有する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表1 (第8条関係)

第8条第2項第2号による加算の対象となる支給決定障害者は、次の各号のいずれかに該当 する者とする。

- (1)身体障害1級、知的障害A1又は精神障害1級のいずれか2以上に該当する者
- (2)次のア、イ又はウのいずれかに該当する者
 - ア 身体障害1級に該当し、かつ、知的障害A2又は精神障害2級に該当する者
 - イ 知的障害A1に該当し、かつ、身体障害2級又は精神障害2級に該当する者
 - ウ 精神障害1級に該当し、かつ、身体障害2級又は知的障害A2に該当する者
- (3) 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者であって、児童相談所において重症心身障害と認定された者

備考

- 1 この表において「身体障害1級」又は「身体障害2級」とは、それぞれ身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級に該当する障害又は同号の2級に該当する障害を有する者をいう。
- 2 この表において「知的障害A1」又は「知的障害A2」とは、それぞれ療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。)において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)において障害の程度がA1に該当する障害又はA2に該当する障害を有する者をいう。
- 3 この表において「精神障害1級」又は「精神障害2級」とは、それぞれ精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障 害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和2 5年政令第155号)第6項第3項の表の1級に該当する障害又は同表の2級に該当する障 害を有する者をいう。
- 4 この表において「児童相談所」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条 に規定する児童相談所をいう。

別表2(第8条関係)

第8条第2項第2号による加算の対象となる支給決定障害者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 行動関連項目の合計点数 10 点以上の者若しくは、同程度であると市長が認めた者
- (2) 行動上の障害が著しく、常時マンツーマンでの支援が必要な者
- (3) 別表1の加算に該当しない者

備考

1 この表において、行動関連項目の合計点数 10 点以上の者とは、厚生労働大臣が定める基準 (平成 18 年厚生労働省告示第 543 号) の別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その 行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算 出した点数の合計が 10 点以上であること。

受付番号

平塚市(移動支援・日中一時支援)事業者登録申請書

(宛先) 平塚市長	(申請者 所	f) 在	地	
	名		称	
	代	表者	爺職氏名	

下記のとおり、(移動支援・日中一時支援)事業者として関係書類を添えて登録の申請をします。

	フ リ	ガ ナ						
	名	称						
			〒					
	主たる事	事務所の		•				
申	所在	生地						
申請者				I			1	
	連約	洛先	電話番号			FAX番号		
設	法人(の種類				法人所轄庁		
(設置者)		役 職			_			
)		氏 名						
	代表者		〒					
		住所		•				
		E DI						
	- "	T, 1						
	フ リ	カ゛ ナ						
沯	名	称						
録			Ŧ					
事	事業所 (施設)							
登録事業所	の別	在地					••••	
ולז מ	→ Me.	- 1 - 11-		.155 —		L_L_I		
の 種		の種類	口 外出支	援 □] 日中一時	· 支援		
類	登録申記	青をする				付表		備考
	事業寺(始予定	の事業開 !年月日						
平塚市		ービスの	サービスの種類			事業者番	号	
	を受けてい		事業所名称			登録地	<u>h</u>	

- 1 「法人の種類」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 2 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 「登録事業所の種類」欄には、今回申請をするものについて必要事項を記載してください。
- 4 「平塚市以外のサービスの登録を受けている場合」欄には、平塚市外において既に事業所としての指定を受け、事業者番号が付番されている場合に、その事業所に関する事項を記載してください。複数の番号を有する場合には、そのうちの一つのみを記載し、他のものは「別紙」に記載してください。
- 5 「別紙」には、上記のほか、他の法律又は市町村において既に指定を受けている内容を記載してください。

他の法律において既に指定を受けている事業等について

法律の名称	サービスの種類	事業所·施設名称	指定年月日	指定事業所番号

[※] 平塚市以外で地域生活支援事業の指定(登録)、神奈川県指定等がありましたらその内容も記載してください。

日中一時支援事業所の登録に係る記載事項

		フリカ゛ナ															
事	名	称															
業	所在地		₹				← 重	『便番号を	半角数	字7桁	で入力	してく	ださい				
所		所在地															
	\ <u>-</u>	- <i>/</i>	-	₩ 🗆	1						, TF [ı					
\/ =± -		直絡 先 中午1		番号		ᇤᄱ	<u>- 1</u>	ᄷᇽᅶᄸ	It ii k-k-	FA)	(番号						
当該		実施について	(定め	てめる	正款	• 奇何1	门為	寺乂は余	1例寺								
	п	フリガナ る 名															
	D	<u> </u>	Ŧ				← #	『便番号を	半角粉	字フ炉	で入力	171	ださい				
<i>/-/-</i>	伯	E 所	- 1				` #	が区田って	十円奴	.T / 111			/ 0 .				
管 理		_ //															
者	坐言	 核事業所で兼	<u> </u>	他の間	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	兼務の	提る	きのみ記り	l)								
	- I	メチネバでル	ס. ל נכני	7 10074	吸1主 (,			所等の名									
		業所又は施		業者と	との兼			する職種									
	務(第	静務の場合記	入)) 務時間	=								
				:	名称		Ī										
併	設(本	体)施設			種別等	等											
				入所:	者の定	員										人	
			サー		医	師		A = 1	·= ·	看護		# 4=	· · · · ·	-++ 4	→心理判定		
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	管理				+	合計		建師		隻師 二		護師			
		(単位:人) - 常数	导 征	※ 兼務	导征	※兼務	导	従 ※兼務	导 征	※兼務	导征	※兼務	导 征	※兼務	导 征	※兼務	
	従業者	指数 常勤 非常勤															
	党勤地	<u>チャラシー</u> 関第後の人数															
<u> ۲۷</u>		この必要人数															
従業	±1=02×0×		The Alas					理学療	法士等	Ě			あんき	まマッ			
業者			職能判定員一合計								療法士 機能訓練指導員 サージ指圧師				生活。	5援貝	
の	((単位:人)	専従	※兼務	専従	※兼務	専	従 ※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	
職	従業者	常勤															
種		非吊勁															
員		算後の人数															
数	基準上	この必要人数															
~			職業詞	川練員	就労	支援員	介	護職員	児童排	指導員	保証	育士	精神保健	建福祉士			
		(単位:人)	亩従	※兼務	亩従	※兼務	由:	従 ※兼務	亩従	※兼務	亩従	※兼務	亩従	※兼務	亩従	※兼務	
		党勤	\ ₩.	~ XK177	17 ₩	A AK 17	+	KE A A 4 3 3	4 W.	W 3K 12	分化	W 1812	\ ₩.	W 14/12	分化	小水切	
	従業者	f数 非常勤															
	常勤挖	算後の人数															
	基準」	の必要人数															
	主た	こる対象者		特	定なし		知的	的障害者		障	害児(知	的)		障害児	(身体))	
	受入σ)場合の定員															
		利用料	平塚7	hの要	細によ	る金額	1										
		の他費用	1 -25.1		171-01	Ψ <u>π</u> μ,	`										
主	,		第=	= 者評	価の実	施状況	j			あ	IJ		なし				
主な掲示	そ	の他参考						窓口(連	終先)								
掲		なる事項	苦	情解決	め措置	置概要	-	担当:									
水				7	の他				_								
事項	協	名 称							j.								
-74	力	1						診療科									
	医	名 称							j								
	療	· 니 기가						診療科									
	機 関	名 称							<u>تا</u>			ļ					
()世本)								診療科	5								

(備考

- 1. 「受付番号」「基準上の必要人数」欄には、記載しないでください。
- 2. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3. 新設の場合には、「前年度の平均入所者数」欄は推定数を記入してください。
- 4. 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 5. 「※兼務」欄には、本体施設との兼務を行う職員について記載してください。
- 6.「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。

平障第 号 年 (年) 月 日

様

平塚市長 氏 名

平塚市日中一時支援事業登録書

先に提出されました申請書を審査した結果、次のとおり平塚市日中一時支援事業の事業者として登録 しましたので、通知します。

記

- 1 事業者の名称
- 2 事業者の所在地
- 3 事業開始予定年月日 年 月 日
- 4 指定の有効期間 年 月 日
- 5 事業所番号

以 上

平塚市日中一時支援事業変更(廃止・休止)等届出書

(宛先) 平塚市長

(申請者)所在地名名称代表者氏名

次のとおり指定を受けた事項について変更しましたので届け出ます。

		事業所番号						
		名 称						
	指定事項を変更した事業所	所在地						
	変更があった事項	変更の内容						
1	事業所の名称	(変更前)						
2	主たる事業所の所在地							
3	申請者の名称							
4	主たる事務所の所在地							
5	代表者の氏名及び住所							
6	定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条 例等(当該指定事業に係る事業に関するものに 限る。)							
7	事業所の平面図及び設備の概要	(変更後)						
8	事業所の管理者の氏名及び住所							
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所							
10	運営規程							
11	日中一時支援事業の請求に関する事項							
12	当該申請に係る事業の開始予定年月日							
13	その他							
	変更年月日	年 月 日						
	(廃止・休止)年月日	年 月 日						

備考

平塚市日中一時支援事業 サービス提供報告書

サービス 提供年月	年 月	受給	合者番号	
事業所番号		利用	月者氏名	
事業所名称		利用:	者負担率 0%	5% 10%
		重度	重複加算 あり	・なし

利 用 日		利用時間			算定区分				送迎加算 行						
日付	曜日	開始時間	終了時間	利用時間	1)	2	3	4	迎え	送 り	動加算	利用者 負担額	利用者確認欄	備	考
		(1) 2 時間以内	7											
Δ.	∌L		間超~6時												
合	計		③ 6 時間超												
		④生活介護	後1時間以上	2 時間以内											